

告示

埼玉県告示第千二百三十九号

次の表の上欄に掲げる病院を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院として平成三十年十一月三日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

平成三十年十一月二十六日

埼玉県知事 上田清司

病院		有効期限
名称	所在地	
東鷲宮病院	埼玉県久喜市桜田二丁目六番五	平成三十三年九月四日